

【八王子市立小学校 PTA 連合会会則】

第一章 名称及び目的

- 第1条 本会は、八王子市立小学校 PTA 連合会と称する。
- 第2条 本会の事務所は、会長所属の学校におく。
- 第3条 本会は、八王子市立小学校 PTA(以下単位 PTA と称する)をもって構成する。
- 第4条 本会は、単位 PTA の健全な発展を図り、相互の協力により八王子市の教育の振興に寄与することを目的とする。

第二章 方針

- 第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動をする。
1. PTA 相互の連絡を密にして、意見の交換等の親睦を深める。
 2. PTA の望ましい運営について研究する。
 3. 教育に関する世論の喚起及び振興につとめる。
 4. 各諸団体等の連携及び調整につとめる。
 5. その他、必要と認めること。

第三章 会員及び役員

- 第6条 本会の趣旨に賛同する単位 PTA をもって構成する。
- 第7条 本会の会務を執行するため次の役員をおく。
会長 1 名・副会長若干名・庶務 2 名・会計 3 名
- 第8条 役員の仕事は、下記の通りとする。
1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会の進行につとめ、会長に事故のあるときは、その代理をする。
 3. 庶務は、会の庶務全般を担当する。
 4. 会計は、会費等の出納及び帳簿の整理、予算、決算の事務を行う。
- 第9条 役員の仕事は一年とする。ただし再任は妨げない。補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第四章 常任委員会及び顧問・相談役・会計監査

- 第10条 本会に常任委員会をおく。
- 第11条 常任委員会は、役員、単位 PTA 会長及び校長をもって構成する。但し、代理出席及び傍聴は可とする。
1. 常任委員会は、本会の重要事項を審議する。
 2. 緊急及び委任事項については、決定することができる。
- 第12条 本会に顧問 **および相談役** をおくことができる。
1. 顧問 **および相談役** は、総会にて推薦し会長の諮問に応ずる。
- 第13条 本会に会計監査 2 名をおくことができる。
1. 会計監査は、随時この会の経理を監査し報告します。
 2. 会計監査は、常任委員会において選任し総会の承認を得る。

第五章 会議

- 第14条 本会の会議は、総会・常任委員会・役員会・事業検討委員会・正副ブロック長会・ブロック会とする。
1. 総会は、役員、単位 PTA の会長・副会長・校長・副校長をもって構成する。
 2. 定期総会は、年 1 回開催し役員を選出・予算・決算・その他重要事項を審議する。
臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。
 3. 役員会・常任委員会・事業検討委員会・正副ブロック長会は、会長が必要と認めたときに開催する。

第六章 会計

- 第15条 本会の会計は、各単位 PTA において分担する。分担金は、内規において定める。
- 第16条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第七章 付則

- 第17条 運営上必要な事項は、内規において定めるものとする。内規は常任委員会にて定め、次期総会に報告する。
- 第18条 本会の会則の変更は、総会の議決による。
- 第19条 本会の会則は、昭和 46 年 5 月 30 日制定、昭和 54 年 5 月 26 日・平成元年 5 月 27 日・平成 7 年 6 月 3 日・平成 10 年 5 月 30 日・平成 11 年 5 月 29 日・平成 13 年 5 月 26 日・平成 21 年 5 月 22 日・**平成 29 年 12 月 6 日**に一部改正実施する。